

役員退職手当支給規程（案）

（総則）

第1条 この規程は、公益社団法人におい・かおり環境協会の常勤役員及び事務局長兼務役員（以下、「役員」という。）に対する退職手当の支給について定める。

（退職手当の支給対象）

第2条 退職手当は、役員が退職し、又は解雇されたときはその者に、役員が死亡したときは、その遺族に支給する。

（退職手当の支給制限）

第3条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退職手当は支給しない。

- 一 勤続1年未満で退職したとき
- 二 免職の懲戒処分を受けたとき

（退職手当の額）

第4条 退職手当の額は、役員が退職し、解雇され、又は死亡した日におけるその者の基本給月額に次の各号の区分に従い当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 勤続5年までの期間については、勤続1年につき100分の60
 - 二 勤続5年を超え10年までの期間については、勤続1年につき100分の75
 - 三 勤続10年を超え20年までの期間については、勤続1年につき100分の90
 - 四 勤続20年を超え25年までの期間については、勤続1年につき100分の120
 - 五 勤続25年を超える期間については、勤続1年につき100分の150
- 2 勤続期間に1年未満の端数があるときは、前項各号の区分に従い、その端数について当該各号に定める割合により月割り（1月に満たない端数は切り上げる）をもって計算した額を加算する。

（退職手当の増額）

第5条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定により計算して得た額にその者の勤続期間に応じ、退職し、解雇され又は死亡した日におけるその者の基本給月額に100分の500以内の割合を乗じて得た額を加算することができる。

- 一 在職中死亡した時
- 二 やむを得ない業務上の事由により退職し又は解雇された時
- 三 前各号に規定するほか特に増額の必要があると認められた時

（退職手当の減額）

第6条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、第4条の規定により計算して得た額から当該金額に100分の50以内の割合を乗じて得た額を減額する事ができる。

- 一 役員としての能力を著しく欠くことにより解雇された時
- 二 第3条第2号に規定する事由に準ずる事由により退職した時

(勤続期間の計算)

第7条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、次項によるものとする。

- 2 その者が役員となった日の属する月から退職し、解雇され、又は死亡した日の属する月までの年月数による。なお、勤続期間には、臨時職員等（常勤）の期間がある場合は、それを加算するものとする。ただし、切り替え時に退職手当又は退職手当に相当する金額が支払われている場合は、この限りでない。
- 3 前項の期間のうち次の各号に該当する期間があるときは、その期間を除く。
 - 一 刑事事件に関して起訴されたことによる休職期間
 - 二 停職期間
 - 三 私傷病による休職期間
 - 四 その他就業規則第21条に定める出勤停止期間

(遺族の範囲及び順位)

第8条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）
 - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
 - 三 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちあっては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にし、その他の親族については役員の親等に近い者を先順位とする。

(起訴中に退職した場合の退職手当の取扱い)

第9条 役員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、判決の確定によって禁固以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

(退職手当の支給)

第10条 退職手当は、法令に基づき退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を支給する。

- 2 退職手当は、予算その他の特別の事情がある場合を除き、支給事由の発生した日から1月以内に支給する。

(端数の処理)

第11条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた1円未満の端数は、切り捨てる。

(細則)

第12条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は、公益法人の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。